

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）10条の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が平成28年10月5日付けで請求人に対してした、法10条に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

扶養義務者の平成27年中の所得額（法定控除後）2,410,400円が所得制限限度額2,360,000円（扶養親族0人）を超えているため、手当が支給停止された。しかし、生計にゆとりがないので実家に住んでいるだけで生計は一切別々で、家族からの援助は全くないのに、住民票が同じということ、玄関が一つだからという理由で支給停止をするのは不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 1月24日	諮問
平成29年 3月22日	審議（第7回第1部会）
平成29年 3月24日	請求人に調査照会
平成29年 4月24日	審議（第8回第1部会）
平成29年 5月22日	審議（第9回第1部会）
平成29年 6月19日	審議（第10回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法10条によると、「父又は母に対する手当は、その父若しくは母の民法877条1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない」とされている。
- (2) そして、法施行令2条の4第8項によると、「法10条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは236万円」とし、法施行令4条1項本文は、「法9条1項及び9条の2から11条までに規定する所得の額は、その年

の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額から8万円を控除した額とする」とされている。

- (3) また、法10条に規定する「生計を同じくする」の解釈については、「児童扶養手当事務処理マニュアル」（平成22年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課作成。以下「事務処理マニュアル」という。）によれば、「住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断とされる材料となること。」とされている（第2章・Ⅱ・10）。児童扶養手当の認定事務は法定受託事務であるところ、上記の「生計を同じくする」の解釈については、地方自治法245条の9第1項及び第3項に定める処理基準である「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和48年5月16日付児企第28号厚生省児童家庭局企画課長通知）においても、事務処理マニュアルと同様の解釈が示されている。

なお、事務処理マニュアルは、上記の企画課長通知を含む児童扶養手当の認定事務に係る各種通知等を整理したものであり、当該事務の処理を執行するに当たっての法の解釈及び運用指針として合理性を有するものであると認められる。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人の同居者であって扶養義務者である〇〇さんが、請求人と住民票上、住居表示の番地が同一であることから生計を同一にする者であると判断（事務処理マニュアル第2章・Ⅱ・10）した上で、課税調査による〇〇さんの平成27年中の所得額（2,490,400円）から法施行令4条1項本文に規定する額（80,000円）を控除した額が2,410,400円であることを確認し、当該所得が法施行令2条の4第8項に規定する扶養親族等がない場合の所得制

限限度額（2,360,000円）を超えていることから本件処分を行ったものと認められる。また、処分庁が課税調査等に基づく〇〇さんの所得や扶養親族等の有無等を誤って本件処分を行ったとする事実を認めることもできないことから、本件処分に違法又は不当な点はない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、生計にゆとりがないので実家に住んでいるだけで生計は一切別々で、家族からの援助は全くないのに、住民票が同じということ、玄関が一つだからという理由で手当を支給停止するのは不当である旨主張する。

この点について、当審査会は、行政不服審査法74条に基づき、請求人に対して上記主張を裏付ける資料の提出を求めたところ、請求人からは、請求人の扶養義務者である〇〇さんが請求人と生計を同一にしていなかったことを証明する資料の提出はなかった。そうすると、上記2で述べたとおり、処分庁が、請求人と〇〇さんが生計を同一にしている者と認められることを前提としてなした本件処分に違法又は不当な点はない。

したがって、この点に関する請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一